

I 令和 6 年度の指定団体等

県では、令和 4 年 3 月に、令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間を計画期間とする「宮城県公社等外郭団体自立推進計画」※（以下「自立推進計画」という。）を策定しました。この計画は、公社等外郭団体（以下「公社等」という。）を取り巻く外的環境の変化やこれまでの公社等外郭団体改革計画の進捗を踏まえ、今後は、これまでの経営改善に向けた指導を継続しながらも、公社等の一層の自立に向けた支援に注力し、「経営改革」から「自立推進」に取組の主軸を移行していくことを目的としています。

また、社会情勢の変化への対応として、公社等は、SDGs（※1）やDX（※2）推進、内部統制への取組などについて経営主体として取り組みつつ、経営方針の明確化や組織・事業の見直しを通じて自身の使命や役割の認識、具体化に努めることとしています。

令和 6 年度は、46 団体が公社等として指定されており、その内訳は、「公社等外郭団体一覧」（P10）のとおりです。

このうち、収支状況等が良好で、更なる経営改善や経営基盤の強化を目指す公社等を「自立支援団体」に分類し、県の関与の度合いを弱め、一層の自立的な運営を促進することとしています。令和 6 年度は 41 団体が該当しています。

一方、業務実績が停滞するなど経営改善が必要な公社等や、第三セクター等改革推進債を活用し経営改善に取り組んでいる公社等を「改善支援団体」に分類し、県の指導を重点化することとしています。令和 6 年度は 5 団体が該当しています。また、経営改善に向けた数値目標と具体的な取組を定めた「経営改善に向けた計画」を各団体が作成し、それぞれの課題解決に向けた取組を進めていくこととしております（「V 改善支援団体の取組状況」（P11～）を参照）。

なお、自立推進計画では、計画期間中においても指定団体の分類変更の検討を行うこととしており、団体の経営状況等の変化に合わせ、適切な進捗管理を行っています。

※1 SDGs とは、2015 年 9 月に国連で採択され、世界が合意した「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals）の略称です。全世界の共通課題である、貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動など様々な課題を 2030 年までに解決し、「誰一人として取り残さない」世界の実現を目指すために、17 の目標を設定しています。

※2 DX とは、デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略称で、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

II 県の取組内容

1 経営評価の実施

経営評価は、公社等が事業実施後に自ら実績を評価して、翌年度以降の経営に反映させるものです。県は、令和 6 年度指定の 46 団体に対し、公社等が実施した経営評価の報告に対して、所管部局（主務課）が主体となって公社等に必要な助言又は指導を行いました。

また、自立推進計画では、「改善支援団体」に分類された公社等を、宮城県公社等外郭団体経営評価委員会（公認会計士 4 人、中小企業診断士 1 人、大学教授 1 人の計 6 人で構成）による調査審議の対象としており、必要に応じて、調査・審議を実施することとしています。令和 5 年度までに「改善支援団体」である 5 団体全てに対して、本委員会による調査・審議を実施済みであり、県は、本委員会の意見を踏まえ、公社等に対して、経営改善に向けた助言・指導の取組を行っています。

2 財政的関与の適正化

公社等の自立的運営を促進するため、委託金（随意契約に係るもの）・補助金・負担金による県の財政的関与について、段階的な縮減に努めてきたところです。

令和6年度の実績額は、7,985,766千円で、令和5年度実績対比で99.1%、令和4年度実績対比で79.2%となっています。

○ 県の財政的関与額

（単位：千円）

	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	R6実績 ／R4実績	R6実績 ／R5実績
委託金	4,138,590	4,171,922	4,440,611	107.3%	106.4%
補助金	5,756,495	3,712,514	3,342,132	58.1%	90.0%
負担金	194,093	177,521	203,023	104.6%	114.4%
合 計	10,089,178	8,061,957	7,985,766	79.2%	99.1%
単年度貸付額	4,080,763	1,484,062	1,681,019	41.2%	113.3%
年度末貸付金残高	96,156,227	93,762,213	90,858,259	94.5%	96.9%
損失補償（債務保証）残高	14,293,397	13,342,143	13,471,320	94.2%	101.0%

※委託金については、随意契約に係るもののみ集計（指定管理者制度に係る管理委託料のうち、公募によるものは含めていない）

3 委託の在り方の見直し

公社等への委託に当たっては、その必要性及び業務内容を随時見直すとともに、随意契約で委託している業務について競争入札の適用の可否を検討しています。

なお、令和7年3月31日現在、公社等を指定管理者とする施設は、前年度と同数の25施設となっています。これらの施設の管理者募集については、「指定管理者制度運用指針」（平成20年7月9日制定）に則り、原則として公募により行うこととしており、当該25施設のうち13施設において公募を実施しています。

○ 県の公の施設の指定管理者となっている公社等外郭団体

(令和7年3月31日現在)

	団 体 名	施設名称
公 募	(公財)宮城県スポーツ協会	○宮城県第二総合運動場(宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ボート場を除く) ○宮城県総合運動公園(宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにそれらの周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場に限る)(2施設)※
	(公財)宮城県文化振興財団	○宮城県民会館※
	(公財)慶長遣欧使節船協会	○宮城県慶長使節船ミュージアム
	(社福)宮城県社会福祉協議会	○宮城県介護研修センター ○宮城県援護寮 ○啓佑学園 ○宮城県第二啓佑学園 ○宮城県七ツ森希望の家 ○みやぎハートフルセンター ○宮城県船形の郷
	(一財)みやぎ産業交流センター	○みやぎ産業交流センター※

※ 共同企業体による管理

非 公 募	(公財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団	○宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター
	(公社)みやぎ農業振興公社	○宮城県岩出山牧場
	宮城県住宅供給公社	○改良県営住宅、地区施設及び改良住宅駐車場(8施設) ○特定公共賃貸住宅及び駐車場(2施設)

4 公社等代表者への充て職等の廃止・縮小

公社等の自律性を高める観点から、知事等が代表者に就任している公社等については、その必要性を見直し、充て職の廃止に向けた取組に努めることとしています。

令和7年6月30日現在で代表者への充て職等を実施している団体は、前年度と同じ4団体となっていますが、理事等の互選により代表者に就任しています。

○ 代表者への充て職等を行っている団体

- ・(公財)東北自治研修所《代表理事：公務研修所長》
- ・(公社)宮城県観光連盟《代表理事(会長)：知事》
- ・(株)仙台港貿易促進センター《代表取締役会長：副知事》
- ・(公社)宮城県国際経済振興協会《理事長：副知事》

5 県職員の派遣の適正化

県職員の派遣については、県施策の推進等の観点から、人的援助が真に必要な場合に限るものとしており、公社等の事業と県施策との関連性などを踏まえ派遣の必要性を検証しながら適切に運用しています。

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成 12 年法律第 50 号）に基づく公社等への県職員の派遣状況は、令和 7 年 3 月 31 日現在、6 団体に対し 13 人となっています。

○ 県職員の派遣団体数と派遣人数

	令和 6 年 3 月 31 日	令和 7 年 3 月 31 日	増減
団体数	5 団体	6 団体	+1 団体
派遣人数	12 人	13 人	+1 人

○ 派遣団体名と派遣人数（令和 7 年 3 月 31 日現在）

団体名	人数	団体名	人数
(公財) 東北自治研修所	1 人	(公財) みやぎ産業振興機構	6 人
(公財) 宮城県スポーツ協会	2 人	(公社) 宮城県国際経済振興協会	2 人
(公財) 宮城県文化振興財団	1 人	(公社) みやぎ農業振興公社	1 人
		計	13 人

6 県退職者の再就職の適正化

県退職者の再就職については、公社等の自立に向けて必要な特定の知識・経験・能力等に配慮して適正に行うこととしており、「職員の退職管理に関する条例」（平成 27 年宮城県条例第 80 号）に基づき、再就職の透明性、公平性、妥当性を確保しながら適切に運用しています。また、県退職者の公社等への再就職の状況については、「職員の退職管理に関する取扱要綱」（平成 28 年 4 月 1 日施行）に基づき、公社等を含む法人等への県退職者の再就職の状況を公表しています。

令和 5 年度及び令和 6 年度に知事部局の部局長、副部長（次長）、課室長、地方公所長等で退職した職員のうち、条例に基づき届け出られた再就職状況（令和 6 年 7 月から令和 7 年 6 月末まで）については、公社等への再就職者は 23 人で、うち常勤役員 12 人、非常勤役員 1 人、常勤職員 10 人となっています（役員兼職員の場合は役員に分類）。

Ⅲ 公社等の取組内容

1 経営評価の実施

県は、公社等に対し、令和 6 年度の経営状況について「公社等の公益的使命と県が期待する役割への対応」、「組織運営の健全性」、「財務の健全性」の観点より総合評価を行うこととしています。また、「改善支援団体」に分類された公社等にあっては、具体的な取組について経営改善に向けた計画を作成しています（各団体の経営改善に向けた計画及び取組状況は、「Ⅴ 改善支援団体の取組状況」（P11～）を参照）。

(1) 総合評価

「公社等の公益的使命と県が期待する役割への対応」、「組織運営の健全性」及び「財務の健全性」を踏まえた総合評価

	対象 団体数	A (概ね良好)	B (改善の余地あり)	C (改善措置が必要)	D (大いに改善措置が必要)
令和 6 年度	46 団体	33 団体 (71.7%)	13 団体 (28.3%)	0 団体 (0.0%)	0 団体 (0.0%)
令和 5 年度	47 団体	33 団体 (70.2%)	13 団体 (27.7%)	1 団体 (2.1%)	0 団体 (0.0%)

【参考指標】

① 組織運営の健全性

	対象 団体数	A (概ね良好)	B (改善の余地あり)	C (改善措置が必要)	D (大いに改善措置が必要)
令和 6 年度	46 団体	43 団体 (93.5%)	3 団体 (6.5%)	0 団体 (0.0%)	0 団体 (0.0%)
令和 5 年度	47 団体	42 団体 (89.4%)	5 団体 (10.6%)	0 団体 (0.0%)	0 団体 (0.0%)

※経営評価シートに基づき算定（経営評価シートは行政経営企画課ホームページに掲載）

② 財務の健全性

	対象 団体数	A (概ね良好)	B (改善の余地あり)	C (改善措置が必要)	D (大いに改善措置が必要)
令和 6 年度	46 団体	25 団体 (54.3%)	19 団体 (41.3%)	2 団体 (4.3%)	0 団体 (0.0%)
令和 5 年度	47 団体	26 団体 (55.3%)	19 団体 (40.4%)	1 団体 (2.1%)	1 団体 (2.1%)

※経営評価シートに基づき算定（経営評価シートは行政経営企画課ホームページに掲載）

(2) 当期正味財産増減額及び当期純利益（当期純損失）の状況

令和 6 年度決算において、当期正味財産の増又は当期純利益を計上した団体は 24 団体あり、その合計額は 2,447 百万円となっています。

一方で、当期正味財産の減又は当期純損失を計上した団体は 20 団体あり、合計で 1,556 百万円の減少又は損失となっています。

	対象 団体数	当期正味財産の増 又は当期純利益を計上		当期正味財産の減 又は当期純損失を計上	
		団体数	金額合計	団体数	金額合計
令和 6 年度	44 団体	24 団体	2,447 百万円	20 団体	△ 1,556 百万円
令和 5 年度	45 団体	24 団体	2,756 百万円	20 団体	△ 1,297 百万円

※当期純利益（当期正味財産増減額）が 0 円の宮城県道路公社及び損益ベースでの決算書を作成していない宮城県商工会連合会の計 2 団体を除いて集計

2 経営基盤の確立等

(1) 役職員数

令和7年3月31日現在の公社等外郭団体の常勤役員数は67人となっており、そのうち県からの派遣職員は0人、県退職者は49人となっています。また、常勤職員数は1,312人となっており、そのうち県からの派遣職員は13人、県退職者は86人となっています。

① 常勤役員数

令和6年3月31日現在			令和7年3月31日現在			増 減		
総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者
67人	0人	51人	67人	0人	49人	0人	0人	△2人

② 常勤職員数

令和6年3月31日現在			令和7年3月31日現在			増 減		
総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者
1,328人	12人	87人	1,312人	13人	86人	△16人	+1人	△1人

(2) 報酬・給与

県の出資割合が25%以上の団体については、常勤役職員の平均年収を自立推進実績・計画表に記載しています（「VI 公社等外郭団体の自立推進実績・計画表」（P17～）を参照）。

3 経営責任の明確化と経営管理及び監査体制の強化

(1) 役員等への民間経験者の登用

役員等については、経営感覚に優れ、事業に精通した人材の登用が望ましいことから、民間経験者を含む多様な人材を活用するよう努めています。

	登用している	登用していない
令和6年度	37団体（80.4%）	9団体（19.6%）
令和5年度	38団体（80.9%）	9団体（19.1%）

(2) 公認会計士又は監査法人による監査体制

監査体制については、公認会計士等法人の業務運営や会計制度などに一定の知見を有する外部の専門家を活用するよう努めることとしており、公認会計士・税理士による会計・経理業務への関与の状況は次のとおりとなっています。

なお、「関与している」に分類された団体のうち17団体（37.0%）は公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し、監事（監査役）監査を実施又は監査法人による監査を実施しています。

	関与している	関与していない
令和 6 年度	42 団体 (91.3%)	4 団体 (8.7%)
令和 5 年度	43 団体 (91.5%)	4 団体 (8.5%)

4 コンプライアンスの徹底等

(1) コンプライアンスに関する取組状況

公社等は、県と連携して公共サービスを提供する重要な担い手として、県民福祉の向上に大きく貢献しています。そのため、県民からの信頼を確保すべくコンプライアンスの徹底と職員の意識醸成に努めているところであり、その取組状況は次のとおりとなっています

	取 組 実 施				未実施
令和 6 年度	46 団体 (100.0%)	コンプライアンス 規程整備済	職員への啓発等 研修の場を設定	その他の 取組実施	0 団体 (0.0%)
		43 団体 (93.5%)	40 団体 (87.0%)	38 団体 (82.6%)	
令和 5 年度	46 団体 (97.9%)	コンプライアンス 規程整備済	職員への啓発等 研修の場を設定	その他の 取組実施	1 団体 (2.1%)
		40 団体 (85.1%)	38 団体 (80.9%)	37 団体 (78.7%)	

※複数の取組を実施している団体があるため、個別取組に記載の団体数は合計団体数と一致しない。

(2) 障害者雇用に関する取組状況

公社等は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和 35 年法律第 123 号)に基づき、障害者雇用に努めるものとしており、障害者雇用に関する取組の状況は次のとおりとなっています。

区分	令和 6 年 6 月 1 日現在	令和 7 年 6 月 1 日現在
法定雇用率が課せられている団体 (常用労働者数が 40.0 人以上 ^(※) の団体)	9 団体	12 団体
法定雇用者数を達成している団体	7 団体	8 団体
法定雇用者数を達成していない団体	2 団体	4 団体
法定雇用率が課せられていない団体	38 団体	34 団体

※宮城県土地開発公社、宮城県道路公社及び宮城県住宅供給公社は 36 人以上。

なお、除外率が適用となる団体は除外率適用後の常用労働者数に基づき算定。

5 インターネット等による情報公開の推進

県民がより簡単に情報を入手できるよう、インターネットを活用し、業務・財務に関する資料の公開に努めることとしており、公開の状況は次のとおりとなっています。

	業務・財務に関する資料のうち、6項目以上公開している（会社法法人、その他法人は4項目）	業務・財務に関する資料のうち、6項目未満を公開している（会社法法人・その他法人は4項目）	ホームページで公開していない
令和6年度	45団体（97.8%）	1団体（2.2%）	0団体（0.0%）
令和5年度	44団体（93.6%）	2団体（4.3%）	1団体（2.1%）

なお、資本金や基本財産等の額の県出資割合が25%以上の団体、県の補助金等が5千万円以上かつ団体の予算規模の2分の1以上となる団体については、「出資団体等の情報の公表に関する要綱」に基づき、経営状況などに関する資料を県政情報センター及び県政情報コーナー（各地方振興事務所に設置）において閲覧に供しています。

＜業務・財務に関する情報公開の対象としている資料＞ ☐定款（寄付行為） ☐事業（営業）報告書 ☐財産目録 ☐役員等名簿 ☐収支計算書 ☐キャッシュフロー計算書 ☐事業計画書 ☐貸借対照表 （作成している場合） ☐収支予算書（収支計画） ☐損益計算書（正味財産増減計算書） ☐役員の報酬・退職金に関する規定		
---	--	--

6 SDGsへの取組状況

各団体が重点的に取り組んでいるSDGsの目標（17のゴール）については、自立推進実績・計画表に記載しています（「VI 公社等外郭団体の自立推進実績・計画表」（P17～）を参照）。

SDGsの17のゴール

1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を
4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう
10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう
16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリーシップで目標を達成しよう	

IV 自立推進計画の進行管理

1 公社等外郭団体総合調整委員会における進行管理

令和6年度を取組状況については、公社等の実績報告に基づく取りまとめを行い、令和7年8月20日に副知事を委員長とする公社等外郭団体総合調整委員会において本書のとおり決定しました。

2 公社等外郭団体総合調整委員会への付議事項

令和6年度の公社等外郭団体総合調整委員会では、次の付議事項について審議を行いました。

日付	付議事項	団体名等
R6. 11. 21 (書面審議)	公社等外郭団体への出資等の適否について	仙台空港鉄道 (株)
R6. 12. 26 (書面審議)	公社等外郭団体への職員の派遣について	(公社) 宮城県国際経済振興協会
R7. 2. 10 (書面審議)	公社等外郭団体への職員の派遣について	(公財) 宮城県スポーツ協会 (公財) みやぎ産業振興機構 (公社) みやぎ農業振興公社
R7. 3. 24 (書面審議)	令和 7 年度公社等外郭団体の指定及び分類変更について	(公財) 東北自治研修所ほか 44 団体

3 公社等の自己管理等

公社等は、実施した取組に対する自己評価を自立推進計画表（「Ⅵ 公社等外郭団体の自立推進実績・計画表」(P17～)を参照）に記載し、その評価の結果を次年度以降の経営に反映していくことで、自立に向けた取組が進められています。また、「改善支援団体」にあつては、経営改善に向けた計画（「Ⅴ 改善支援団体の取組状況」(P11～)を参照）に基づき、計画的かつ着実な改善に取り組んでいます。

4 進行管理状況の公表

本計画の進行管理の状況は、「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」（平成 16 年宮城県条例第 54 号）に基づき議会に報告するとともに、ホームページで公表します。

【行政経営企画課ホームページ (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gyokei/>)】

5 公社等外郭団体一覧【令和6年度指定46団体】

1 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを 出資している法人で、県の出資割合が4分の1 以上のもの（29団体） 宮城県土地開発公社 公益財団法人宮城県スポーツ協会 仙台臨海鉄道株式会社 阿武隈急行株式会社 公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 公益財団法人宮城県環境事業公社 公益財団法人宮城県文化振興財団 公益財団法人慶長遣欧使節船協会 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 一般社団法人東北地域医療支援機構 公益財団法人宮城県腎臓協会 宮城県信用保証協会 公益財団法人みやぎ産業振興機構 公益財団法人宮城県国際化協会 一般財団法人みやぎ産業交流センター 株式会社仙台港貿易促進センター 公益社団法人みやぎ農業振興公社 公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会 一般社団法人宮城県畜産協会 宮城県漁業信用基金協会 公益財団法人みやぎ林業活性化基金 一般社団法人宮城県林業公社 宮城県道路公社 公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社 宮城県開発株式会社 塩釜港開発株式会社 仙台空港鉄道株式会社 宮城県住宅供給公社 公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター	2 県の出資割合が4分の1未満で次の要件のい ずれかに該当するもの （1）出資割合が5分の1以上であり、かつ県が最 大出資者となっているもの（該当なし） （2）県からの補助金等の割合が総収入の4分の1 以上のもの（13団体） 公益財団法人東北自治研修所 一般社団法人宮城県危険物安全協会連合会 公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター 公益社団法人みやぎ被害者支援センター 公益社団法人宮城県精神保健福祉協会 宮城県商工会連合会 宮城県中小企業団体中央会 公益社団法人宮城県トラック協会 宮城県職業能力開発協会 公益社団法人宮城県観光連盟 公益社団法人宮城県国際経済振興協会 一般社団法人宮城県農業会議 公益財団法人宮城県水産振興協会 （3）県の施策との関連性、法人設立への県の関与 の程度から公社等外郭団体に指定するもの （4団体） 公益社団法人宮城県物産振興協会 宮城県農業信用基金協会 宮城県土地改良事業団体連合会 公益社団法人宮城県建設センター 《指定46団体の内訳》 <table> <tr> <td>公益財団法人</td> <td>14団体</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人</td> <td>9団体</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人</td> <td>1団体</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人</td> <td>5団体</td> </tr> <tr> <td>特殊法人</td> <td>10団体</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>1団体</td> </tr> <tr> <td>株式会社</td> <td>6団体</td> </tr> </table>	公益財団法人	14団体	公益社団法人	9団体	一般財団法人	1団体	一般社団法人	5団体	特殊法人	10団体	社会福祉法人	1団体	株式会社	6団体
公益財団法人	14団体														
公益社団法人	9団体														
一般財団法人	1団体														
一般社団法人	5団体														
特殊法人	10団体														
社会福祉法人	1団体														
株式会社	6団体														

※ 上記指定の区分は、本計画策定時に該当した指定要件によるもの。